

事務連絡
令和4年3月17日

各（都道府県
市町村
特別区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
結核感染症課

公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等を実現するために、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第345号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）」が令和3年12月24日に公布されている旨、各都道府県社会保障・税番号制度主管部局宛にデジタル庁より通知がなされているところです。

各給付制度における公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施は令和4年10月開始（令和4年10月～12月は試行運用期間、令和5年1月以降、本格運用）が予定されておりますところ、必要な対応事項等について、ご連絡いたします。

各自治体におかれましては、引き続き情報システム担当部門等と連携していただき、令和4年10月の実施に向けて、別紙1～3をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

（送付資料）

- ・本紙
- ・公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けた対応事項について（別紙1）
- ・公金受取口座に係る対応の概要（別紙2）
- ・業務システム改修と特定個人情報保護評価（PIA）の対象範囲について（別紙3）